

事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策の概要 (平成25年3月14日付け労働基準局長名通達)

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

胆管がんと関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、洗浄・拭き取りの業務での使用を控えることとする。

やむを得ず洗浄・拭き取りの業務を行うときは、発散抑制措置や気中濃度の測定、作業の記録など、特化則に準じたばく露防止対策を講ずる。

※ 1,2-ジクロロプロパンは、印刷業で印刷機の洗浄剤として使われるほか、化学工業で別の物質を製造するための原材料として使われている。

2 洗浄・拭き取りの業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、個別規制の有無にかかわらず、以下の対策を講ずる。
脱脂洗浄・拭き取りでよく使われるのは、脂肪族塩素化合物や石油系炭化水素類

① SDSの入手と共有

- ・洗浄剤の購入時に資材納入業者などから、化学物質の安全データシート(SDS)を入手
- ・SDSを作業場内に掲示して労働者に周知する。

※ 平成24年4月から、すべての危険有害化学物質等について、譲渡提供者はSDSを交付の必要あり。
SDSは、化学物質ごとに、国内外の最新の危険有害性情報をもとに譲渡提供者が作成しますが、厚生労働省WEBには、2000物質以上についてモデルSDSを作成・公表している。

※ SDSがない物質は、使用実績がほとんどないこともあるので、有害性が高いと見なすこと。

② 換気の確保

換気装置を設け、作業場の気中有害物質の濃度を有害な程度以下にする。

※許容濃度などの指標は、SDSに記載されている。

③ 保護具の使用

洗浄・拭き取りの業務では、作業従事者や近傍の労働者のばく露を低減するため、有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用させる。

④ 作業方法の改善

作業位置、姿勢、作業方法、作業時間を見直してできるだけばく露を減らす。
ウエスも第2の発散源とならないよう適切に処理

⑤ 使用物質の代替

SDSで許容濃度や蒸気圧などの有害性を比較し、有害性が低いことを確認してから代替する。引火性などの危険性や作業時間への影響にも留意